

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年1月19日 定例庁議	
開 催 日 時	平成28年1月19日（火）9時55分～10時50分	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、田中副市長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1）</p> <p>須田人権庶務課長、小林同課主幹兼課長補佐兼女性センター所長、岡部同課男女平等推進係長兼女性センター所次長 （担当課2）</p> <p>神頭保険年金課長、鈴木同課主幹兼課長補佐、池田同課専門員兼保健事業係長 （担当課3）</p> <p>益田地域づくり支援課長、堀川同課主幹兼課長補佐、岩元同課専門員兼市民生活・相談係長、同課同係山本主事 （担当課4）</p> <p>長島みどり公園課長、細沼同課専門員兼みどり公園係長 （担当課5）</p> <p>須田人権庶務課長、松上同課長補佐、奥田同課文書法規係長 （事務局）</p> <p>宮村市長公室次長兼市政情報課長、佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係濱野主事、稲葉秘書課長</p>	
会 議 内 容	<p>1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画（案）</p> <p>2 朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（案）</p> <p>3 朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）</p> <p>4 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会条例（案）</p> <p>5 朝霞市行政不服審査法施行条例（案）</p>	
会 議 資 料	<p>1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画（案）</p> <p>2 朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（案）</p> <p>3 朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）</p> <p>4 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会条例（案）</p> <p>5 朝霞市行政不服審査法施行条例（案）</p>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

【市長あいさつ】

【議題】

1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画（案）について

【説明】

（担当課：須田）

本計画は、平成18年に策定した「男女平等推進行動計画」が、本年3月までの計画期間となっているが、引き続き男女平等を推進していく必要から、第2次計画を策定するものである。

本計画は、第1章から4章までとしている。第1章で計画の基本的な考え方、2章で計画策定の背景、第3章で内容、第4章で計画の推進について述べている。

第1章では、策定の目的について、現在までの経緯と社会的背景に触れたのち、男女平等社会の実現に向けた取組をより一層推進するために新たな計画を策定することとしている。

計画の性格について、本市には平成15年に制定した「朝霞市男女平等推進条例」があるが、その第10条で「男女平等の推進に関する行動計画を策定するものとする」としており、その条文を策定の根拠としている。総合計画との関係においては、基本構想のうち基本計画における政策分野の中の「基本構想を推進するために」に該当する部分として、第6章の柱の一つを担っている。策定に当たっては市民の意見を反映するよう努めたこと、推進に当たっては市民や事業者との協力、連携を進めていくことを述べている。また、DV防止基本計画を包括していることも述べている。

計画の構成、期間について、計画期間は現行計画と同様10年間とし、基本計画及び実施計画は5年ごとに前期と後期に分けることとしている。

めざす姿について、本計画の目指すところはいわゆる「男女平等社会」に他ならないが、そのめざす姿を「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」という言葉で表現している。この言葉は、現行計画である第1次の計画を踏襲している。第2次の策定に当たり、当初はフレーズも新たなものにすることを検討していたが、最終的に同じ言葉で第2次計画も推進していきたいと考える。理由として、「男女平等」、「男女共同参画」は、一人一人の意識に働きかけていくもので、進捗状況を客観的に測ることは難しく、第2次計画と言っても計画が進捗して次のステージに入ったと言いきにくい面があること、実際に総合計画の市民意識調査結果などをみても、重要度、満足度は残念ながらともに低い位置であること、そのような状況を考えると、「男女平等」に関しては、華々しく政策を打って出る試みよりも、地道な取組を今後も継承していくスタンスで進めていくことが適切なのではないかと考え、第1次で掲げたフレーズを第2次においても使用したいという結論に達した。なお、この提案を附属機関である男女平等審議会で示したところ、優しい感じでいいフレーズであるといった意見もいただいている。

重点課題について、（1）男女平等の意識づくり、（2）男女平等が実感できる生活の

実現の2つを掲げている。これは、第5次総合計画の柱立てと一致させている。また、現行計画においても同様の重点課題としているが、「男女平等」について、まずは個人々の意識の中にあるということで意識づくり、さらにそれが日々の暮らしの中で体现できていく状況を目指す意味で、男女平等が実感できる生活の実現を重要課題とする。

施策目標では、重点課題の達成に向けて目標とするところを6項目定め、施策目標ごとにさらに細分化した施策の方向を定めている。施策目標と施策の方向を基本計画部分として、P. 21以降に第3章として記載している。P. 9からの第2章では、背景として社会情勢や現在までの朝霞市の取組の概要を記載している。

次に、P. 21からの第3章が基本計画の本体部分となるが、めざす姿に向けて2つの重点課題を設定して、それぞれに3つの施策目標を立てている。「男女平等の意識づくり」の課題では、男女平等の意識の浸透、自己実現へ向けた学習機会の充実、性と生殖に関する健康と権利の尊重を施策目標として、施策目標の基にさらに目標を達成するために施策の方向と主な施策を掲げている。施策の方向が●、施策を○で表記している。同様に、「男女平等が実感できる生活の実現」の課題では、異性間の暴力の根絶、政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進、地域団体や事業所における男女共同参画の推進の3点を施策目標としている。

計画本体では、項目ごとに「現状と課題」、「主な施策」、「指標」を掲載し、さらに関係するデータや資料を掲載している。基本的には、市民意識調査などから現状を分析し、望ましい姿との乖離部分を課題として捉え、どのように解消していくかという部分を主な施策としている。また、各施策の方向に応じて、指標を設定している。

これらの基本計画部分は、先ほどフレーズの継承について説明した内容と同じ考え方で全体的に現行計画を継承する内容となっているが、何点かは第2次として内容を改変した部分がある。

施策目標4について、これは現行計画においては「性の尊重と異性間の暴力の根絶」とひとつの施策目標の一部分であったが、第2次においては独立したひとつの施策目標とした。これは、女性センターで取り組んでいるDV相談などの状況をみても、年々複雑で解決までに時間がかかるケースが増加してきていること、全国的に見てもまだまだ潜在的なケースがあり、今後さらに力を入れていく必要があることがその理由である。

なお、施策目標4の横に「第2次朝霞市DV防止基本計画」という記載があるが、これは、現行のDV防止基本計画が今年度で計画期間を終えることから、第2次のDV防止基本計画については内容を統合してこの行動計画の中の一部として推進していくことで、そのような記載としている。審議会などでも、別計画を統合した割には内容のボリュームが薄いのでは、という意見があったが、現行のDV防止計画は、平成21年度に策定をしていたが、まだDVについての認識が現在に比べてまだ広まっていない時期であり、DVとは何かといった部分の資料や解説が大半を占めている。そのような状況から、第2次計画の第4章部分において、基本計画として規定していく部分は網羅できていると考えているので、理解をいただければと思う。

それから、新たに計画に取り入れたものとしては、施策目標5の○防災分野における男女共同参画を進めるがある。これは、今年度、市の防災会議において「女性視点の防

「災害対策検討部会」が設置されて、提言されたことを踏まえ、本計画においても防災の所管課とともに施策を推進していく意味で取り入れたものである。

さらに、昨年「女性の活躍推進法」が制定されているので、施策目標6に○就業上での女性の活躍を推進する、その中で触れている。昨年8月に可決成立し、その後順次基本方針などが示されているが、市として具体的な取組を盛り込むには時間的にも難しかったことからこの記述となっている。今後、女性の活躍推進法に関しては、本計画の実施計画で取り組んでいくのか、別計画とするのか、本計画を修正して一本の計画とするのかなどの方策を検討したいと考えている。第4章は計画の推進について、P. 51以降は資料を掲載している。

策定までの主な経緯について、平成26年度から27年度の計画で策定を行ってきた。まずは、策定の基礎資料とするために市民意識調査や事業所アンケートを行い、現状の分析を行っている。

策定のための組織として、男女平等推進庁内連絡会議において、重点課題、施策目標や体系などについて検討したのち、附属機関である男女平等審議会に諮り、意見をいただいた。また、市民の意見を反映するために、パブリック・コメントを実施するほか、女性センターにおいて各種事業に協力していただいている市民にも意見を伺い、利用者意見箱を設置するなどの取組を実施した。

個別の取組みにおいては、施策の方向ごとに指標を設定しているので、目標値を達成できるように取り組むことが、まずは目標となる。さらには、この計画の目標が、「男女の輪が素敵な朝霞をつくる」のフレーズに表現されているとおり、男女が平等な社会、男性も女性も互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる分野で活躍できるまちをめざしている。

個人の意識に働きかける部分も多く、成果が見えにくい部分もあるが、まずは、指標の目標値の達成、それから、特にDVなどの阻害要因を取り除いていく取組みを地道に行いながら、一人でも多くの市民に人権が尊重されて住みよい街だと実感していただけるよう、計画を進めたいと考えている。

最後に、政策調整会議で指摘を受け、修正した部分について説明する。

施策目標4「異性間暴力の根絶」をDV防止計画として位置付けることをP. 2の「計画の性格」にも記載してはどうかという意見をいただいたので、記載することとした。

次にP. 15の説明がどの図表を説明しているか明確にした方がよいとの意見をいただいたので、説明文を修正した。

アンケート結果の集計について、同じ設問でも男女別の数値の合計と全体の数値の整合性がとれていないとの指摘をいただいた。こちらについては、男女の欄が無回答だった場合は男女別の集計から除いていることが原因であったので、目次の最後に注釈の形で説明を追加させていただいた。

P. 18の基本目標3中、「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」について、既に発行されている冊子からの転載なので、本計画上の表記と整合性を図るため、注釈を加えた。

P. 36の本文中で「配偶者等」となっている表記が、図表では「配偶者」となっているとの指摘があったので、正しい表記である「配偶者等」に修正した。

[1月12日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

パブリック・コメント及び職員コメントでは、どのような意見がでたのかに対し、パブリック・コメントはなく、職員コメントの意見はあった。一つは、男女平等活動の検証について必要性や理由の記載がない。二つ目は、異性間暴力について、女性だけでなく男性についてのことが分からないとの意見が出された。計画を策定するに当たり、それぞれの指摘について、修正及び追記するとの回答があった。

基本計画は、前期と後期に分けて策定するとあるが、10年間の目標が設定されており、5年間で何をするかが読み取れないとの意見に対し、めざす姿と重点課題については、10年間継続させていくこととして、それらについての目標を設定している。基本計画については、5年経過した時点で見直しすることを考慮する観点から整理していきたいとのことであった。

目標値の設定について、根拠が分かるものと分からないものがあるのではないかとの意見に対し、基本的には、所管課が施策を展開していく中で期待するもの、求めたいものとして数値を設定していることであった。

計画の名称について、国や県は「男女共同参画」を使い、本市では「男女平等推進」とされているが、なぜこのような表記となったのかとの意見に対し、平成14年に制定した「男女平等推進条例」において、男女平等推進計画とうたっていること、さらに男女平等が前提で、男女共同参画が進んでいく段階的なものであるとの回答があった。

アンケート調査の中で、同様の質問なのに数値が異なっているものがあるとの意見があった。先ほどの説明の中にもあったが、項目が同様になっているが、アンケートの設定自体が違うので、誤解のないように表記を修正するとのことであった。

P. 18、P. 19において、同義語が使い分けされているがなぜなのかとの意見があった。こちらも、先ほども説明があったが、P. 18は、平成9年度から17年度にかけて行われた男女平等推進計画の前段階の女性計画の記述を引用しているが、説明の補足などを行い調整するとのことであった。

これらの審議を経た後、一部修正を加えることで庁議に回ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【説明】

2 朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（案）について

(担当課：神頭)

朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（案）について説明する。

本計画書の策定については、埼玉県国民健康保険団体連合会の支援を受けて医療・健康診査のデータ分析を行うとともに、連合会が設置している保健事業支援・評価委員会からの助言を受けて内容を文章化した。まず、健康づくり部内で検討を行い、素案をま

とめ、その後、国民健康保険運営協議会委員から意見聴取を行った。さらに、10月からパブリック・コメントを実施し、最終案をとりまとめた。また、先日の政策調整会議においても意見をいただいた。

平成25年6月、「日本再興戦略」において「すべての健康保険組合に対し、加入者の健康保持増進のためにデータヘルス計画の作成、事業実施、評価等の取組みを求め、市町村国保が同様の取組みを行うことを推進する」とされたことを受け、策定に至った。

県内の策定状況としては、平成26年度に策定済みが5市町村、平成27年度に策定中が22市町村、未着手が36市町村となっており、近隣では志木市、新座市がすでに策定済みで、和光市は本市と同様に27年度中に策定予定となっている。

計画期間は平成29年度までの2カ年となっており、平成30年度からは現在推進している第2期朝霞市特定健康診査等実施計画と一体的な計画となる予定である。

計画書は序章から第8章までの構成となっている。第2章、P. 12以降には、本市の国民健康保険被保険者の健診データ、レセプトデータの分析結果を記載している。本市においては、特定健康診査の受診率は微増で推移しているが、目標受診率には達していない。しかしながら、全国、県との比較ではいずれの年度も上回っており、県内でも上位となっている。特定保健指導において、実施者は未実施者に比べて検査データが改善されている。また、レセプトデータでは、医療費の中で循環器疾患及び人工透析等の治療を要する腎臓病が高い状況であった。

これらの結果から、第3章、P. 34には本市における健康課題6つと項目毎の目標について記載している。本市においては、①循環器系疾患の医療費が他の疾患よりも高い、②腎不全の医療費が県内平均よりも高い、③特定健診の受診率が目標を下回っている、④特定保健指導を受けない人が多い、⑤ジェネリック医薬品の利用率が県内平均よりも低い、⑥生活習慣のうち食習慣、飲酒、喫煙の項目で改善が必要な人が全国、県よりも多いという6つの健康課題を抽出している。

第4章、P. 35、P. 36ページには、それらの目標に対する具体的な保健事業の内容と評価指標について記載している。

先日の政策調整会議において指摘いただいた件の主な改善点としては、掲載しているデータを平成26年度に更新できないかに関して、可能な限り図表のデータに26年度を追加し、本文についてもデータに添った内容に変更している。その他の指摘についても、注釈等の追加、削除及び修正を行っている。

なお、計画書の印刷製本は2月中に行い、3月に議員及び関係各課所等に配布する予定である。

[1月12日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

先ほどの説明にもあったが、平成26年度データを載せるべきだとの意見に対し、特定健康診査の法定報告が翌年度の11月に公表されることから、編成過程において、平成25年度までの情報を使用した。しかし、現在は、数値等を把握しているので、修正できる箇所については、最新の数値に更新し、庁議に回っているとのことであった。

P. 13には、グラフが3つあり、グラフと表に分かれている。わざわざグラフに数値を載せなくてもいいのではないかとこの意見に対し、指摘のとおり修正を加えるとのこ

とであった。

P. 15について、説明と図が示されているが、説明書きについては、何と比較してこのような傾向になるのか読み取れないとの意見に対し、生活習慣の状況については、表2-4の標準化比を評価に用いており、同規模な自治体、県、全国と比較している。この数値のアスタリスクがついているところが、有意な差がある項目であり、それを説明する文章を細くしているが、注釈等を付け加えることは可能であるので対応していきたいとのことであった。

P. 40に章立てして個人情報の保護について掲載しているが、わざわざ掲載する必要があるのかとの意見に対し、本計画作成に当たり、厚生労働省から手引きが示されており、個人情報の保護について掲載されていることから、それに倣い引用したとのことであった。

目標値の設定は、朝霞市独自の数値であるのかとの意見に対し、成果目標は市独自の数値である。データヘルス計画自体が各市町村のデータを分析したうえで保健事業を行うことが根底にある。目標値の設定は、他の計画で目標値を設定している場合、それらと整合性を図り数値を設定している。それ以外の数値は、県の基準に合わせているとのことであった。

P. 34の一番下の成果目標、平成28年度、平成29年度について、項目と目標値が年度によって異なるが問題ないのかとの意見に対し、本市では、食習慣に関する項目と嗜好品に関する項目が課題であることが理解された。全てを単年で行うことが理想であるが、それが難しいことから年度ごとに分けているとのことであった。

指摘事項の修正等を加えたうえ、庁議に図ることとした。

【意見等】

(田中副市長)

短期の計画期間の中で、成果目標等に対する進行管理について、どのように考えているのか。

(担当課：池田)

最終年度の平成29年度に評価を行う予定だが、単年目標のものについては、その都度、評価を行う。所管課である保険年金課が進行管理を行う。

【結果】

原案のとおり決定する。

3 朝霞市消費者生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）について

【説明】

(担当課：益田)

朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）について説明する。

この度の条例制定について、消費者安全法が平成26年6月に改正され、この改正において、消費生活相談員の資格が新たに国家資格として創設されるとともに、消費生活センターを設置する市町村は、その組織及び運営等に関し、条例を制定すること等が規定されたため、新たに条例制定するものである。

今回の条例は、今まで本市で「消費生活相談室」として業務を行っていたが、条例の内容は、今まで行ってきた業務を踏まえたものに、法改正に当たり、国から示された「モデル条例」を取り込んだ形となっている。

資料1のP. 2、2条例の概要の中に、(1)から(10)までであるが、これは、資料2の条例（案）の条文見出しと一致しているので、併せて参照していただきたい。

(1)と(2)の趣旨については、法の求めに応じ、国からのモデル条例案に基づいたものである。

(3)名称については、「地域の実情を踏まえて各地方公共団体が決定すべき事項」とされ、今まで使用してきた「消費生活相談室」とすべきか、国から示された「消費生活センター」とすべきかという問題があった。これについては、全国的な傾向や分かりやすさの観点から、「消費生活センター」とした。

(4)取扱事務を規定し(5)時間については、今までの内容をそのまま条文化した。

(6)職員については、法に基づき、センター長を置き、センター長は、地域づくり支援課長をもって充てるとした。

(7)消費生活相談員については、法改正により新たに創設された資格の有資格者の配置について定めたものである。

(8)職員研修、(9)情報の安全管理等については、国から示されたものに準じている。特に、研修については、詐欺的な商法などは、日々、新たな手法が出るなど、常に新たな情報を収集し、また、学習していただくことが円滑な業務の推進には必要不可欠であり、本市としても必要な部分であるとのことで、明文化した。

(10)委任について、規則で定めるものとしては、消費生活相談員の確保及び処遇、情報の安全管理に関することについて、規則で定めることとした。

朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則(案)については、第1条で趣旨について、第2条で消費生活相談員の身分を従前と同様に非常勤特別職とすること、第3条で消費生活相談員の確保及び処遇について、第4条で情報の適切な管理について定めた。

[1月12日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

朝霞市の相談員の処遇は近隣市と比較してよくないと聞いている。非常勤特別職とするとの説明があったが、条例を制定することにより、近隣市と比較しても処遇は改善されるのかとの意見に対し、3市の状況として、身分は、新座市が非常勤一般職、和光市が非常勤特別職、志木市が委嘱である。処遇は、新座市と和光市が有給休暇と通勤手当が支給され、志木市は、委嘱のため両方とも付与されていない。朝霞市も両方とも付与されていないが、職員課が非常勤特別職の処遇に関する要綱の検討が進められているので、それが出来れば対応は可能であるとのことであった。

現在の消費生活相談員の資格の扱いはどうなるのかとの意見に対し、消費者安全法が4月に施行されると、新たに消費生活相談員が国家資格になる。現在、本市に勤務している相談員は、民間資格を有して業務を行っている。民間資格を有し、過去5年間のうち1年間、相談業務に従事していれば、消費生活相談員の試験に合格したものとみなすという規定により、そのまま移行するとのことであった。

平成26年6月に法改正されて、条例制定までに時間を要した理由は何なのかとの意見に対し、法の施行が平成28年4月であることから、このタイミングにあわせたとのことであった。

第5条の時間について、市役所の開庁時間と異なる時間で区切っているが、開庁から閉庁の時間にあわせたほうがよいのではないのかとの意見に対し、時間は受付時間と考えており、現在設定している時間と同様の時間を設定したとのことであった。

センター長の資格の有無について確認したいとの意見に対し、センター長は資格の必要はないとのことであった。

条例制定の近隣市の状況についての意見に対し、近隣3市は本市と同様、平成28年3月議会に諮ることとしている。昨年12月議会で条例制定したのは、さいたま市や秩

父市、本庄市、草加市であるが、約9割の自治体が3月議会で条例制定を目指しているとのことであった。

「相談室」から「センター」にすることについて、組織が改編されることになり、事務分掌規則、他の条例等に影響するのではないかとの意見に対し、課の附属施設になると考える。例えば、女性センターのような位置付けになるので、事務分掌規則の改正だけでよいと考えるとのことであった。

これまでの議論を踏まえることと、規則の早急の提出を求め、審議したうえ、庁議に図ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

4 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会条例（案）について

【説明】

（担当課：長島）

昨年12月に朝霞市基地跡地利用計画が見直され、公園整備及びシンボルロードの計画地が見直された。このことにより、平成22年4月に策定した、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画を朝霞市基地跡地利用計画と計画区域を合わせるなどの見直しを行うため、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を設置したいと考えている。

委員会の構成は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、市が関係する団体から推薦された者、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民とし、15名以内で組織したいと考えている。

委員の任期は、委嘱の日から基本計画の見直しが終了する日までと考えている。

[1月12日政策調整会議の要旨について]

（神田市長公室長）

第4条の組織の構成人数についての意見に対し、学識経験を有する者3名、関係行政機関の職員1名、市が関係する団体から推薦された者6名、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民5名を予定しているとのことであった。

委員に議員を含めないということよいかとの意見に対し、議員は含めないとのことであった。

概要説明に防災関係行政機関の職員とあるが、具体的にどのような方を想定しているのかとの意見に対し、朝霞地区一部組合の埼玉県南西部消防本部職員を想定しているとのことであった。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

5 朝霞市行政不服審査法施行条例（案）について

【説明】

(担当課：須田)

まず、本条例の制定趣旨としては、行政不服審査法が平成26年に全部改正され、本年4月1日に施行されることとなり、法律の施行に伴って本市においても体制等を整備する必要がある。本条例で予定している事項は、主に2点ある。1点は、関係資料の交付について、2点目は附属機関の設置についてである。

まず、1点目の関係資料の交付の関係は、資料1の2と3に記載しており、条例本体では第3条から第5条までに規定している。

第3条の行政不服審査法では、審査関係人は附属機関である行政不服審査会に提出された文書の交付を求めることができることとなっているので、その申出や交付の方法を定めている。審査関係人とは、審査請求人、参加人と審査庁で、法に規定されているとおりの用語である。第3条と第4条の規定については、法の施行上の細目的な事項であるが、国においても行政不服審査法施行令すなわち政令で同様の規定をしていることに鑑み、本市においても条例で規定することとした。

第5条は、文書の交付がされた場合の手数料の規定である。法では、文書の交付を受ける審査請求人又は参加人は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされている。本市においては、手数料は無料とし、コピー等に係る実費を納付していただく予定である。無料としたのは、本条例によって交付を受けようとする書類等は、情報公開制度を使って請求することも可能であるため、情報公開制度と同様の定めとすることが適当と考えた。条例では「規則で定める額の実費」とし、資料3の条例施行規則において金額を定めている。他市の状況は、10月末日現在の調査で、手数料として10円を規定する予定が15市、本市と同様に手数料は無料とし実費負担の規定とする予定が10市、全くの無料とする予定が1市、それ以外の市は未定である。

第7条から第18条までは、第三者機関である行政不服審査会の設置についての規定である。第三者機関は法で必置となっており、裁決書案について、諮問を受け答申を行う機関である。第9条以下に委員構成や議事に関する規定を置いているが、審査会の持つ調査権限や調査の手続き等は、法に規定がありそのまま法が適用されることになる。委員に関して、法曹関係者、学識経験者、知識経験者の他、案件に応じて専門的な知識を有する方を臨時委員として必要な期間、委嘱することができるとしている。委員は、非常勤特別職となるので、附則で非常勤特別職の報酬条例の改正を行う予定である。報酬は、同種の案件を扱う、情報公開・個人情報保護審査会と同額で設定したいと考えている。

第5条適用区分について、この制度は、法の附則で平成28年4月1日以後に行われた処分等について適用され、それ以前に行われた処分に関するものは、不服申立て自体

が4月1日以降になされたものであっても改正前の制度に従って手続が行われる。

資料4に各市の審査体制の資料を添付してある。朝霞市の審査体制については、最終的に裁決案を作成する審査庁は人権庶務課が所管し、法に則って審理手続に当たる審理員には部次長級職員ということで既に決裁をいただいております、10月に候補者に対し研修も行っている。審理員補助員は、審理員の事務をサポートする職員で、審理員の指名と併せて審査庁で指名する制度にしたいと考えている。第三者機関は、本条例にあるとおり、人権庶務課で担当することを予定しているが、情報公開や個人情報の開示に係る不服申立てについては、今回の行政不服審査法の改正以前から既に情報公開・個人情報保護審査会において調査審議することが定められていたので、その部分については変更を加えず、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する制度とする考えでいる。

最後に、第12条に解嘱の規定を置いていたが、政策調整会議で指摘を受けたので、任期の定めにも修正した。

[1月12日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

審理員補助員をどのように考えているのかとの意見に対し、審理員は処分庁の現処分に関与することができない職員の中から、選出するので、当該事務をよく理解していない可能性があることから、処分庁の事務を理解している方を補助員に選出し、サポートしていただくことを考えているとのことであった。

また、関連してした意見として、審理員や審理員補助員は中立性を求められることから、処分庁に関係が深い方が選出されることに問題があるのではないかとのことであった。これに対し、どなたを指名しても、制度的に限界があるがなるべく中立的な方を選出する。審理員補助員は、事務的な補助をすることがメインになると想定している。審理員の判断には携わらないが、判断に影響を与えない範囲で業務に携わっていただくことを考えているとのことであった。

経過措置についてはどう考えるかとの意見に対し、改正法の施行日以後に行われた処分又は不作為に係る不服申立てに対しては、新しい制度が適用されると明確に区分できるので、経過措置を設けることは考えていないとのことであった。

日額報酬等は何を参考に決めたのかとの意見に対し、本市では、同様の不服審査を行う機関として、情報公開・個人情報審査会が設置されていることから、その審議会と同様の額で定めているとのことであった。

先ほども説明があったが、他に若干の表記の修正について、指摘があったので、それらを修正したうえ、庁議に図ることとした。

【意見等】

(富岡市長)

審査体制について、朝霞市は資料で言うとどの位置付けになるのか。

(担当課：須田)

「審査庁と第三者機関事務局を同一の部署にする予定の市」に該当する。

(田中副市長)

不服申立てがあつてから裁決を出すまでの標準処理期間を行政手続法上、定めるべきと考えるが、どのように取り扱うのか。

(担当課：須田)

予定している期間は6ヶ月である。条例とは別に定める。

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】